

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
電波法施行規則等の一部改正

- 2 対象品名
DECT 方式及び TD-LTE 方式のデジタルコードレス電話

- 3 趣旨及び目的
「デジタルコードレス電話の無線局」については、1.9GHz 帯を使用する免許を要しない無線局として 1993 年に自営 PHS (Personal Handy-phone System) 方式を、2010 年には新たに広帯域システムである DECT (Digital Enhanced Cordless Telecommunications) 方式を、さらに 2017 年には近年の IoT 社会における多様な利用ニーズに対応するため TD-LTE 方式 (sXGP (shared Xtended Global Platform) 方式。以下同じ。)を導入し、2020 年には TD-LTE 方式の周波数の増波が行なわれたところである。
DECT 方式は IMT-2000 ファミリーとして ITU-R 勧告 M.1457 に含まれる方式であり、コードレス電話のほかワイヤレスマイク会議システムやテレビドアホン、ベビーモニター等で広く利用されており、需要拡大が続いている状況である。
TD-LTE 方式は、LTE 方式を利用した無線システムであるため、既存の携帯電話端末を活用できるなどの利点があり、利用ニーズが高まっている一方で、さらなる大容量通信に対応できるよう広帯域化が求められている状況である。
なお、同周波数帯においては公衆 PHS の無線局が 2023 年 3 月末にすべてのサービスを終了しており、これらの状況を踏まえ、1.9GHz 帯の周波数の更なる有効利用を図るため DECT 方式及び TD-LTE 方式のデジタルコードレス電話について技術条件の改正を行うものである。

- 4 施行予定日
令和 5 年 8 月

- 5 意見提出先
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
電話：03-5253-5895

- 6 意見提出期限
WTO 事務局から配布された後 60 日間